○国土交通省令第十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十八日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（燃料油の採取位置の指定） **第十二条の十七の五の三**　法第十九条の二十二第一項の船舶（引火点が摂氏六十度以下の燃料を使用する船舶を除く。）の船舶所有者は、法第十九条の二十一第一項又は第二項に規定する基準に適合する燃料油を使用するときは、あらかじめ、国土交通大臣の指示するところにより、当該燃料油を採取することができる位置を指定するものとする。	（新設）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十二号の四様式（第二十六条関係） （略） 水バラスト管理に用いる方法の詳細 Details of Ballast Water Management Method(s) Used 水バラスト管理に用いる方法 Method of Ballast Water Management used 設置日（該当する場合）（年／月／日） Date Installed (if applicable) (dd／mm／yyyy) 製造者名（該当する場合） Name of manufacturer (if applicable) この船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法は、 The principal Ballast Water Management method(s) employed on this ship is／are : Ｄ－１規則に従う。 □ in accordance with regulation D—1 Ｄ－２規則に従う。 □ in accordance with regulation D—2 （記述） (describe) この船舶は、Ｄ－４規則に従う。 □ the ship is subject to regulation D—4 規則に従うその他の手法である。 □ other approach in accordance with regulation （略）	第十二号の四様式（第二十六条関係） （略） 水バラスト管理に用いる方法の詳細 Details of Ballast Water Management Method(s) Used 水バラスト管理に用いる方法 Method of Ballast Water Management used 設置日（該当する場合） Date Installed (if applicable) 製造者名（該当する場合） Name of manufacture (if applicable) この船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法は、 The principal Ballast Water Management methood(s) employed on this ship is／are : Ｄ－１規則に従う。 □ in accordance with regulation D—1 Ｄ－２規則に従う。 □ in accordance with regulation D—2 （記述） (describe) この船舶は、Ｄ－４規則に従う。 □ the ship is subject to regulation D—4 （略）